

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)(衆議院送付)要旨

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成二十八年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が七千十六億円、事業支出が六千九百三十六億円で、事業収支差金は八十億円となる。この事業収支差金は、全額を建設積立資産に繰り入れる。受信料収入は、受信契約件数の増加や未収の削減に努めることで、六千七百五十八億円を確保する。

二、事業計画

平成二十八年度は、三か年経営計画の二年目として、公共放送の原点を堅持し、公平・公正で正確・迅速な報道、豊かで質の高い多彩な番組の充実、日本を世界に積極的に発信することによる国際社会の日本への理解の促進、8K・4Kによる制作・活用の一層の推進、インターネットを活用した新たなサービス

の創造、受信料制度の理解促進と営業改革の一層の推進による支払率の向上、一層効率的な経営の推進、情報システム等のセキュリティの強化による情報管理・放送継続の確保等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額八千百一億円、事業経費、建設経費等による出金総額八千百九十五億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、受信料負担の公平性の確保等に取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められるとしながら、自らの番組基準に抵触した放送及び子会社における相次ぐ不祥事の発覚を厳粛に受け止め、子会社を含むグループ全体としての協会の改革に取り組むこと、協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料によって支えられているとの認識を新たにし、説明責任を果たしていくことが必要である旨の意見が付されている。